

令和4年2月21日

愛媛県社会保険労務士会 御中

日本年金機構
松山東年金事務所
(愛媛県代表年金事務所)

健康保険・厚生年金保険適用関係通知書の別送について（依頼）

平素より、公的年金制度の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在、届書等の提出により送付される「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」等の12通知書について、「決定通知書等の別送「登録・解除・変更」依頼書」の提出により、登録された住所へ別送する対応を行っております。

この取扱いについては、平成30年3月の開始から数年経過したこともあり、手続き方法等について、再度、会員の皆様に周知していただければと思います。

つきましては、平成30年2月に貴会に対して説明を行った際に使用した説明文書と当所において作成した補足文書をお送りしますので、周知の際にご活用ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係通知書の別送の取扱い

1. 概要

日本年金機構における健康保険・厚生年金保険適用関係通知書（以下「適用関係通知書」という。）の別送の取扱いについては、平成 29 年 1 月以降、日本年金機構の経過管理・電子決裁システム（以下「経過管理システム」という。）で処理を実施する紙媒体の届書のうち、「標準賞与額決定通知書」、「標準報酬決定通知書」及び「標準報酬改定通知書」は、日本年金機構で管理する「別送対象事業所一覧表（以下「別送一覧表」という。）」により別送が行われ、これ以外の通知書は、返信用封筒等を添付していただくなどにより、別送が行われてきたところです。

今回、適用関係通知書の別送の取扱いについて整理を行い、平成 30 年 3 月 5 日（月）受付分から、経過管理システムで処理を実施する紙媒体・電子媒体の届書のうち、12 通知書（具体的には、次の「2.（1）」のとおり）に拡大して、返信用封筒等を添付していただかなくても、別送一覧表により別送を行うこととなりました。

一方で、上記以外の通知書は、別送を行わない取扱いとなりました。

当該取扱いについては、事前に、全国社会保険労務士会連合会及び日本年金機構本部で調整をしていますが、各都道府県において統一的な取扱いが徹底される必要がありますので、あらためてご説明させていただくものです。

なお、社会保険労務士からの当該取扱いの照会については、都道府県社会保険労務士会でご対応いただきますようご協力をお願いします。

2. 適用関係通知書の別送の取扱い

(1) 対象通知書

経過管理システムで処理を実施する紙媒体・電子媒体の届書のうち、次の12通知書（以下「12通知書」という。）

	通知書等
1	資格取得確認及び標準報酬決定通知書
2	70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ
3	健康保険被保険者適用除外承認通知書
4	資格喪失確認通知書
5	70歳以上被用者不該当のお知らせ
6	標準報酬決定通知書
7	70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
8	標準報酬改定通知書
9	70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定のお知らせ
10	標準賞与額決定通知書
11	70歳以上被用者標準賞与額相当額のお知らせ
12	健康保険被扶養者（異動）決定通知書

※ 当該通知書にかかる届書は紙媒体、電子媒体ともに対象となる。

(2) 実施時期

平成 30 年 3 月 5 日（月）の経過管理システム受付分から実施。

(3) 実施方法

日本年金機構で管理する別送一覧表により、返信用封筒等を添付していただくなくても別送を行います。

【参考】適用関係通知書の別送の取扱い

	12 通知書の取扱い	12 通知書以外の取扱い
別送一覧表に登録されている場合	別送一覧表により、別送先へ送付。	別送は行いません。
別送一覧表に登録されていない場合	別送は行いません。 「3.」の依頼書により、別送一覧表に登録されることで、別送を行います。	

3. 別送「登録・解除・変更」の申請の取扱い

適用関係通知書の別送にかかる別送一覧表への「登録・解除・変更」を行う場合、『決定通知書等の別送「登録・解除・変更」依頼書（以下「依頼書」という。）』を管轄の事務センター又は年金事務所に提出していただくことになります。

4. その他

- 平成 30 年 3 月から別送を行う対象通知書は 12 通知書ですが、このうちの一部のみを別送とすることはできません。
また、一部を社会保険労務士への別送とし、一部を事業主への送付とすることもできません。
- 別送は、別送一覧表により行うことになり、依頼書の提出により別送一覧表への「登録・解除・変更」を行います。
このため、事業所整理記号等の変更の場合、「適用事業所所在地・名称変更（訂正）届」の提出だけでなく、依頼書の提出も必要となります。当該届の提出時に、依頼書をあわせて提出していただくよう、ご協力をお願いします。
※ 「適用事業所所在地・名称変更（訂正）届」の提出のみですと、別送一覧表への変更は行われません。
- 別送一覧表は手作業で行っています。依頼書の提出から、別送登録（登録・解除・変更）が完了するまで数日間お時間をいただく場合があります。処理状況によっては、事業所へ送付される場合がありますのでご注意ください。
- 年金事務所の窓口でも依頼書を提供しますが、都道府県社会保険労務士会においても依頼書を提供いただきますようご協力をお願いします。
- 別送一覧表に登録されていて、12 通知書の適用関係通知書に返信用封筒等が添付されていた場合、その返信用封筒等を使用して返戻文書を送付します。

補 足

- 「4. その他」の上から2つ目の文中にある「事業所整理記号等」とは、郵便番号・所在地・名称・事業所整理記号の事になります。
- 新しく受託した事業所を別送登録する場合や別送登録している事業所の受託解除があった場合は、「事業所関係変更（訂正）届」と一緒に依頼書をご提出ください。また、1つの事業所において、受託している社会保険労務士の変更があった場合、別送一覧表は、別送登録の解除を行ってから別送登録を行う必要があります。解除の手続は、早めにお取りください。
※登録依頼書の提出後に解除依頼書の提出があると、別送登録したものを直ぐに解除してしまう可能性があります。依頼書余白に提出代行者印を押印していただくことにより、誤って処理してしまうことを防ぐことができますので、押印にご協力ください。
- 別送先として登録している社会保険労務士の事務所等住所に変更があった場合や社会保険労務士を廃業された場合にも、依頼書の提出が必要です。